

大韓民国 公認労務士法

(日本語翻訳版)

社会保険労務士 朴 英 彩 (訳)

2008. 6. 15

 全国社会保険労務士会連合会
社会保険労務士総合研究機構

大韓民国 公認労務士法

(日本語翻訳版)

社会保険労務士 朴 英 彩 (訳)

2008. 6. 15

☼全国社会保険労務士会連合会
社会保険労務士総合研究機構

— 目 次 —

公認勞務士法	4
公認勞務士法施行令	15
公認勞務士法施行規則	28

公認労務士法

[一部改正 2007. 12. 21 法律第8780号] 最近改正法令

(目的)

第1条 この法律は、公認労務士制度を確立し労働関係業務の円滑な運営を図り、事業又は事業場の自律的な労務管理を企図することにより、勤労者の福祉の充実と企業の健全な発展に資することを目的とする。[全文改正2007. 8. 3]

(職務の範囲)

第2条 ①公認労務士は次の各号の職務を遂行する。

1. 労働関係法令に従い関係機関に対する申告・申請・報告・陳述・請求（異議申請・審査請求並びに審判請求を含む）並びに権利救済等の代行又は代理
2. 労働関係法令に定める全ての書類の作成と確認
3. 労働関係法令と労務管理に関する相談・指導
4. 「勤労基準法」が適用される事業や事業場に対する労務管理診断
5. 「労働組合並びに労働関係調停法」第52条に定める私的調停と仲裁

②第1項第4号の「労務管理診断」とは、事業又は事業場の労使当事者の一方又は双方の依頼を受け、その事業又は事業場の人事・労務管理・労使関係等に関する事項を分析・診断し、その結果に対して合理的な改善方法を提示する一連の行為をいう。

③第1項第1号から第3号までに規定する労働関係法令の範囲及び同項第4号の労務管理診断の試行に必要な事項は大統領令に定める。[全文改正2007. 8. 3]

(資格)

第3条 第3条の2に定める公認労務士資格試験に合格した者は公認労務士の資格を有する。[全文改正2007. 8. 3]

(公認労務士資格試験)

第3条の2 ①公認労務士資格試験は、労働部長官が実施し、第1次試験・第2次試験並びに第3次試験に区分して実施する。

②第1項に定める公認労務士資格試験の受験資格・試験科目・試験方法・資格証交付その他試験に必要な事項は大統領令に定める。[全文改正2007. 8. 3]

(試験の一部免除)

第3条の3 ①次の各号の一つに該当する者は、公認労務士資格試験の第1次試験科目全部と第2次試験科目中その科目数の2分の1を超えない範囲で大統領令に定めた一部科目を免除する。

1. 労働行政に従事した経歴が10年以上あり、そのうち5級以上公務員もしくは高位公務員団に属する一般職公務員として在職した経歴が5年以上ある者
2. 労働行政に従事した経歴が15年以上あり、そのうち6級以上公務員もしくは高位公務員団に属する一般職公務員として在職した経歴が8年以上ある者

②大統領令にて定める労働関係業務に10年以上従事した者は第1次試験科目中大統領令に定める一部科目を免除する。

③第1項各号に定める労働行政に従事した公務員の範囲は大統領令に定める。

④第1次試験に合格した者は次回の試験に限り第1次試験を免除し、第2次試験に合格した者は次回の試験に限り第1次試験及び第2次試験を免除する。[全文改正2007. 8. 3]

(公認労務士資格審議委員会)

第3条の4 ①公認労務士資格取得に関連する次の各号の事項を審議するため労働部に公認労務士資格審議委員会をおくことができる。

1. 公認労務士資格試験科目の調整等試験に関する事項
2. 試験の一部免除対象者の要件に関する事項
3. その他公認労務士資格取得に関連する事項
4. 試験選抜人員の決定

②公認労務士資格審議委員会の構成及び運営等に必要な事項は大統領令に定める。[全文改正2007. 8. 3]

(試験不正行為者に対する措置)

第3条の5 労働部長官は、公認労務士資格試験にて不正な行為を行った受験者に対してはその試験を停止又は無効とし、又は合格決定を取消し、その試験を停止又は無効とした日又は合格決定を取消した日から5年間受験資格を停止する。[全文改正2007. 8. 3]

(欠格事由)

第4条 次の各号の一つに該当する者は公認労務士となることはできない。

1. 未成年者
2. 禁治産者又は準禁治産者
3. 破産宣告を受けた者で復権を得ない者
4. 公務員としての懲戒処分に従い罷免された者で3年を経過しない者
5. 禁固以上の実刑に処せられその執行が終わり又は執行を受けないと確定した後3年を経過しない者
6. 形の執行猶予を言い渡されその期間が終わった日から2年を経過しない者
7. 禁固以上の刑の宣告猶予期間中の者 [全文改正2007. 8. 3]

(登録<改正1990. 4. 7, 2007. 8. 3>)

第5条 ①公認労務士資格がある者が第2条に定める職務を始めようとする場合には大統領令に定める方法に従い一定の実務修習を終えた後労働部長官に対し登録しなければならない。但し、第3条の3第1項各号の一つに該当する者又は同条第2項の大統領令に定める労働関係業務に10年以上従事した者は実務修習を免除する。<改正2007. 8. 3>

②削除<1990. 4. 7>

③第1項に定める登録申請は二重にすることはできない。<改正2007. 8. 3>

④労働部長官は第19条第1項第1号又は第20条に従い登録が取消された日から3年を経過しない者は第1項に定める登録を拒否しなければならない。<改正2007. 8. 3>

(事務所の設置制限)

第6条 第5条第1項による登録を行った公認労務士(以下「開業労務士」という)は2ヶ所以上の事務所を設置・運営することができない。[全文改正2007. 8. 3]

(合同事務所)

第7条 ①開業労務士は職務を効率的に遂行し公信力を高めるため開業労務士2名以上で構成される合同事務所を設置することができる。

②合同事務所の設置や運営、その他必要な事項は大統領令に定める。

③合同事務所に関してこの法律に規定のない事項は「民法」中の組合に関する規定を準用

する。[全文改正2007. 8. 3]

(労務法人)

第7条の2 開業労務士はその職務を組織的・専門的に遂行するために法人を設立することができる。
[全文改正2007. 8. 3]

(労務法人の社員)

第7条の3 ①労務法人の社員は2名以上の開業労務士で構成する。
②第19条第1項第1号又は第20条の定めにより登録が取消された日から3年を経過しない者又は資格停止処分や職務停止処分を受けている期間中の者は労務法人の社員になることができない。[全文改正2007. 8. 3]

(労務法人の設立手続等)

第7条の4 ①労務法人を設立するためには社員となる公認労務士が定款を作成し大統領令に定める方法により労働部長官の認可を受けなければならない。定款を変更する場合もまた同じである。
②定款には次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
1. 目的
2. 名称
3. 事務所所在地
4. 社員の氏名及び住所
5. 社員の出資に関する事項
6. 存立時期や解散事由を定めた場合にはその時期又は事由
7. その他大統領令に定める事項
③労務法人は大統領令に定める方法により登記しなければならない。
④労務法人は主たる事務所にて設立登記することにより成立する。[全文改正2007. 8. 3]

(労務法人の解散)

第7条の5 ①労務法人は次の各号の一つに該当する事由により解散する。
1. 定款に定めたる解散事由の発生
2. 社員総会の決議
3. 合併
4. 破産
5. 設立認可の取消
②労務法人が解散した場合には清算人は遅滞なくその事由を労働部長官に申告しなければならない。[全文改正2007. 8. 3]

(労務法人認可の取消)

第7条の6 労働部長官は労務法人が次の各号の一つに該当した場合その設立認可を取消することができる。
1. 第7条の3第1項に定める社員数に満たなくなった日から3ヶ月以内に社員を補充しない場合
2. この法律又この法律に定める命令に違反した場合 [全文改正2007. 8. 3]

(準用規定)

第7条の7 ①労務法人に関しこの法律に規定されてない事項は「商法」中合名会社に関する規定を準

用する。

②労務法人に関してはその性質に反しない限りにおいてこの法律中開業労務士に関する規定を準用する。

[全文改正2007. 8. 3]

(事務所名称等<改正2007. 8. 3>)

第8条 ①削除<改正1999. 2. 8>

②削除<改正1999. 2. 8>

③この法律に定める公認労務士でない者は公認労務士・公認労務士事務所・公認労務士合同事務所・労務法人又はこれに類似する名称を使用することはできない。<改正2007. 8. 3>

④この法律に定める公認労務士合同事務所又は労務法人でない者は公認労務士合同事務所・労務法人又はこれに類似する名称を使用することはできない。<改正2007. 8. 3>

(廃業)

第9条 開業労務士が廃業しようとする場合は労働部長官に申告しなければならない。[全文改正2007. 8. 3]

第10条 削除<1999. 2. 5>

(職務補助員)

第11条 ①開業労務士はその職務を補助する補助員をおくことができる。

②職務補助員の職務上の行為はその者を雇用する開業労務士の行為とみなす。

③第4条各号の一つに該当する者は職務補助員となることができない。但し、同条第3号に定める破産宣告を受けた者で復権を得ない者はこの限りではない。<改正2007. 12. 21>

④開業労務士は第3項に該当する者を職務補助員とすることはできない。

<新設2007. 12. 21> [全文改正2007. 8. 3]

(品位維持及び誠実義務等)

第12条 ①開業労務士は常に品位を維持し信義誠実で公正に職務を遂行しなければならない。その職務を公正に遂行できない場合は第2条に定める職務をしようとしてはならない。

②開業労務士は第2条第1項に従い自己が作成及び確認した書類に記名及び捺印をしなければならない。

③開業労務士は職務に関して正当な事由がない限り依頼を拒絶することはできない。

[全文改正2007. 8. 3]

第12条の2 削除<1999. 2. 8>

(関係帳簿の閲覧申請)

第12条の3 開業労務士が第2条の職務を遂行するため必要な場合には関係機関もしくは関係人に対し関係帳簿並びに書類の閲覧を申請することができる。この場合この申請が第2条第1項第1号又は第2号に定める職務を遂行するためである場合には閲覧申請を受けた関係機関は正当な事由がない限り拒否することはできない。[全文改正2007. 8. 3]

(損害賠償責任の保障)

第12条の4 開業労務士はその職務を遂行中故意又は過失により依頼人に損害を与えた場合その損害に対する賠償責任を保障するため大統領令に定める方法に従い保証保険に加入しなければならない。[全文改正2007. 8. 3]

(禁止行為)

- 第13条 開業労務士及び職務補助員は次の各号の行為をしてはならない。
1. 虚偽その他不正な方法により依頼人から労働関係法令に定める保険金等財産上の利益を受け、又は保険料納付その他金銭上の義務を履行しないようにする行為
 2. 依頼人をして労働関係法令に定める申告・報告その他義務を履行しないようにする行為
 3. 法令に違反する行為に関する指導・相談、その他これに類似する行為
 4. 事件の斡旋を業とする者を利用し又はその他不当な方法により事件の依頼を誘引する行為
- [全文改正2007. 8. 3]

(守秘義務)

- 第14条 開業労務士及び開業労務士であった者（開業労務士及び開業労務士であった者の職務補助員並びに職務補助員であった者を含む）は正当な事由なく職務上知りえた事実を他人に漏洩してはならない。[全文改正2007. 8. 3]
- 第15条 削除<1999. 2. 8 >
- 第16条 削除<1999. 2. 8 >

(帳簿備付等)

- 第17条 ①開業労務士はその事務所に職務に関する帳簿を備えおき誠実に記録・管理し3年間保存しなければならない。
- ②第1項に従い備えおくべき帳簿の種類・様式その他必要な事項は労働部令に定める。
- [全文改正2007. 8. 3]

(監督上の命令等)

- 第18条 ①労働部長官は開業労務士がこの法律又はこの法律に定める命令に違反したか否かを確認するため必要な場合には、その職務に関する事項を報告させ又は書類の提出その他必要な命令をすることができ、所属公務員をしてその事務所に立入り、帳簿・書類等を検査又は質問することができる。
- ②第1項に定める立入・検査等を行う公務員はその権限を表示した証票を携帯しこれを関係人に提示しなければならない。
- ③労働部長官は第24条に定める公認労務士会をして第1項に定める業務検査をさせることができる。この場合公認労務士会はその結果を労働部長官に報告しなければならない。
- [全文改正2007. 8. 3]

(登録の取消等)

- 第19条 ①労働部長官は開業労務士が次の各号の一つに該当した場合には登録を取消しなければならない。
1. 第4条に定める欠格事由に該当した場合
 2. 第9条に定める廃業申告をした場合
 3. 第20条に定める公認労務士の資格が停止された場合
 4. 死亡した場合
- ②第1項に定める登録の取消がなされた者は登録証を返納しなければならない。[全文改正2007. 8. 3]

(懲戒)

- 第20条 ①労働部長官は開業労務士が次の各号の一つに該当する場合には公認労務士懲戒委員会（以下「懲戒委員会」という）の議決により第3項に定める懲戒処分にする。〈改正2007. 12. 21〉
1. 第6条に違反し2ヶ所以上の事務所を設置・運営した場合
 2. 第7条の3第2項に違反し労務法人の社員となった場合
 3. 第11条第4項に違反し職務補助員をおいた場合
 4. 第12条第1項に定める品位維持並びに誠実義務等に違反した場合
 5. 第12条第2項に違反して開業労務士が作成及び確認した書類に記名及び押印しなかった場合
 6. 第13条各号に該当する禁止行為をした場合
 7. 第14条に定める守秘義務違反した場合
 8. 第17条第1項に定める職務に関する帳簿の備付・記録・管理・保存義務に違反した場合
 9. 第18条第1項に定める報告・書類提出等の命令に従わず、検査又は質問を拒否・妨害・忌避した場合
 10. 第20条の2に定める資格貸与行為等の禁止義務に違反した場合
 11. 労務法人・合同事務所を設立・運営するため他人の資格証を借りた場合
- ②開業労務士が第1項各号の違反行為により廃業申告をした場合でも懲戒委員会の議決により第3項に定める懲戒処分を行う。
- ③開業労務士並びに第2項に従い廃業申告をした公認労務士（以下「開業労務士等」という、この条にて同じ）に対する懲戒の種類は次の各号とする。
1. 3年以下の資格停止
 2. 登録取消
 3. 6ヶ月以下の職務停止
 4. 譴責
- ④第24条に定める公認労務士会は開業労務士等が第1項各号の一つに該当する懲戒事由があると認めた場合、その証拠書類を添付して労働部長官に対しその開業労務士等の懲戒を要請することができる。
- ⑤第1項又は第2項の定めにより登録が取消された者は登録証を、資格が停止された者は資格証を返納しなければならない。
- ⑥第1項又は第2項の定めによる懲戒議決は労働部長官の要求に従って行い、第1項の各号の一つに該当する事由が発生した日から3年が経過した場合懲戒議決を要求することができない。
- ⑦懲戒委員会の構成及び運営、その他必要な事項は大統領令に定める。〔全文改正2007. 8. 3〕

(資格貸与行為等の禁止)

第20条の2 公認労務士は他人に自己の氏名及び事務所の名称を使用させて公認労務士の職務を遂行させ、又はその資格証や登録証を貸与してはならない。〔全文改正2007. 8. 3〕

第21条 削除〈1997. 12. 24〉

(聴聞)

第22条 労働部長官は次の各号の一つに該当する処分等を行う場合には聴聞を行わなければならない。

1. 第7条の6に定める設立認可の取消
2. 第20条第1項並びに第2項に定める懲戒委員会の議決 [全文改正2007. 8. 3]

第23条 削除<1999. 2. 8 >

(公認労務士会の設立等)

第24条 ①公認労務士の資質向上及び品位維持、公認労務士制度の改善並びに業務の効率的な遂行のため韓国公認労務士会（以下「公認労務士会」という）をおく。
②第1項の定めにより公認労務士会を設立しようとする場合にはその会則を定め労働部長官の承認を得なければならない。承認を得た事項を変更する場合もまた同じある。
③第2項の会則に記載を要する主要事項は大統領令に定める。
④公認労務士会は法人とする。
⑤公認労務士会に関してこの法律に規定のない事項は「民法」中社団法人に関する規定を準用する。[全文改正2007. 8. 3]

(公認労務士会への加入並びに公益活動)

第24条の2 ①開業労務士は公認労務士会へ加入しなければならない。
②公認労務士会は弱者層への支援等公益活動に積極的に参与しなければならない。
[本条新設2007. 8. 3]

(指導・監督等)

第25条 ①労働部長官は公認労務士会に対し監督上必要な場合にはその業務に関する事項を報告させ、書類の提出その他必要な命令をすることができ、所属公務員をしてその事務所に立入り、帳簿・書類等を検査又は質問することができる。
②第1項の定めによる公務員に関しては第18条第2項を準用する。[全文改正2007. 8. 3]

(業務委託)

第26条 ①労働部長官は次の各号の業務を公認労務士会に委託することができる。
1. 公認労務士実務修習
2. 勤労者と使用者を対象にした労務管理の合理化に関する指導及び教育業務
3. その他労働部長官がこの法律の施行のため必要と認め指定した業務
②労働部長官は第3条の2第1項に定める公認労務士資格試験の管理に関する業務を「韓国産業人力公団法」の定めによる韓国産業人力公団に委託することができる。
③労働部長官が第1項又は第2項の定めにより公認労務士会や韓国産業人力公団に業務を委託する場合には予算の範囲内で必要な経費を補助することができる。[全文改正2007. 8. 3]

(弱者層への支援等)

第26条の2 ①国家や公共機関は社会的弱者層のため公認労務士をして労働関係法令に関連する事件を支援させることができる。
②第1項の定めにより国家や公共機関が公認労務士をして社会的弱者層を支援させる場合にはその方法並びに手続、弱者層の範囲、公認労務士の報酬等に関する事項に対しては他の法律で定める方法による。[全文改正2007. 8. 3]

(業務の制限)

第27条 公認労務士ではない者は第2条第1項第1号・第2号又は第4号の職務を業として行ってはならない。但し、他の法令で定められている場合にはこの限りではない。[全文改正2007. 8. 3]

(罰則)

第28条 ①次の各号の一つに該当する者は3年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第14条に定める守秘義務に違反した者
2. 第27条に定める業務制限事項に違反した者

②次の各号の一つに該当する者は1年以下の懲役又は200万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第13条第1号又は第2号に該当する禁止行為をした者
2. 第20条の2に定める資格貸与行為等の禁止義務に違反した者及びその相手方

③次の各号の一つに該当する者は100万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第13条第4号に該当する禁止行為をした者
2. 公認労務士として第5条第1項に定める登録をせず開業労務士の業務を遂行した者

[全文改正2007. 8. 3]

(両罰規定)

第29条 ①開業労務士の職務補助員が開業労務士の職務に関して第28条に規定される違反行為をした場合、その違反者を罰するだけでなくその開業労務士に対しても同条の罰金刑を科す。

②労務法人の社員である開業労務士が第28条に定める違反行為をした場合、その違反者を罰するだけでなくその労務法人に対しても同条の罰金刑を科す。[全文改正2007. 8. 3]

(過怠料)

第30条 ①次の各号の一つに該当する者は100万ウォン以下の過怠料を賦課する。

1. 第8条第3項・第4項に定める類似名称使用禁止義務に違反した者
2. 第9条に定める廃業申告義務に違反した者
3. 第17条第1項に定める職務に関する帳簿の備付・記録・管理・保存義務に違反した者
4. 第18条第1項に定める報告・書類提出等の命令に違反し検査又は質問を拒否・妨害・忌避した者

②第1項に定め過怠料は大統領令に定める方法により労働部長官が賦課・徴収する。

③第2項に定める過怠料処分に不服ある者はその処分を告知された日から30日以内に労働部長官に対して異議を申立てることができる。

④第2項の定めにより労働部長官の過怠料処分を受けた者が第3項に従い異議を申立てた場合労働部長官は遅滞なく管轄法院にその事実を通報しなければならない、その通報を受けた管轄法院は「非訟事件手続法」に従い過怠料裁判を行う。

⑤第3項の定める期間に異議を申立てず過怠料を支払わない場合国税の滞納処分の例により徴収する。[全文改正2007. 8. 3]

(権限の委任)

第31条 この法律に定める労働部長官の権限は大統領令に定める方法によりその一部を地方労働官署の長へ委任することができる。[全文改正2007. 8. 3]

附則<第3771号, 1984. 12. 31>

この法律は1985年7月1日から施行する。

附則<第4234号, 1990. 4. 7>

- ①（施行日）この法律は公布された日から施行する。
- ②（実務修習に対する経過措置）第5条第1項の改正規定による実務修習はこの法律施行以前に労働部令が定めた所定の実務教育履修者には適用しない。
- ③（登録に関する経過措置）この法律施行当時従前の規定により職務開始許可を受けた開業労務士はこの法律第5条第1項の開業登録をしたものとみなす。

附則<第5018号, 1995. 12. 6>

- ①（施行日）この法律は公布された日から施行する。但し、第3条第1項第2号並びに第21条第1項第2号の改正規定は公布後6ヶ月経過した日から、第12条の4並びに第19条第1項第6号の2の改正規定は1997年1月1日から施行する。
- ②（資格に関する経過措置）この法律施行当時、従前の第3条第1項第2号の規定により公認労務士の資格を取得した者は同号の改正規定にかかわらずこの法律による公認労務士とみなす。
- ③（罰則に関する経過措置）この法律施行前の行為に対する罰則の適用があった場合には従前の規定による。

附則<第5477号, 1997. 12. 24>

- ①（施行日）この法律は公布された日から施行する。但し、第10条第3項の改正規定は公布後1年経過した日から施行する。
- ②（開業労務士の報酬基準に関する経過措置）公認労務士会はこの法律施行後1年以内に第10条第3項の改正規定により開業労務士の報酬に関する基準を定め労働部長官の承認を受けなければならない。
- ③（登録取消等に関する経過措置）この法律施行当時従前の規定により登録取消、資格停止又は職務停止手続が進行中の事案に対しては第19条並びに第20条の改正規定にかかわらず従前の規定による。

附則（独占規制並びに公正取引に関する法律の適用が除外される不当な共同行為等の整備に関する法律）<第5815号, 1999. 2. 5>

- ①（施行日）この法律は公布された日から施行する。但し、第1条並びに第7条の規定は2000年1月1日から施行し、第5条中第5条第3項の改正規定は2001年1月1日から施行する。
- ②（罰則に関する経過措置）この法律施行前の行為に対する罰則の適用があった場合には従前の規定による。

附則<第5887号, 1999. 2. 8>

- ①（施行日）この法律は公布された日から施行する。

- ②（過怠料に関する経過措置）この法律施行前の行為に対する過怠料の適用があった場合には従前の規定による。

附則<第6333号, 2000. 12. 30>

- ①（施行日）この法律は2001年1月1日から施行する。
- ②（公認労務士懲戒に関する適用例）第20条第5項の改正規定はこの法律施行後懲戒事由が発生した者から適用する。
- ③（公認労務士資格に関する経過措置）2000年12月31日以前に労働行政に従事した者に対しては第3条第1項第2号の改正規定にかかわらず従前の規定を適用する。<改正2003. 12. 31>

附則<第7046号, 2003. 12. 31>

この法律は公布された日から施行する。

附則（債務者回生並びに破産に関する法律）<第7428号, 2005. 3. 31>

第1条（施行日）この法律は公布後1年経過した日から施行する。

第2条乃至第4条 省略

第5条（他の法律の改正）①乃至⑧省略

⑨公認労務士法一部を次のとおり改正する。

第4条第3号中「破産者」を「破産宣告を受けた者」とする。

⑩乃至<145>省略

第6条 省略

附則（国家公務員法）<第7796号, 2005. 12. 29>

第1条（施行日）この法律は2006年7月1日から施行する。

第2条乃至第5条 省略

第6条（他の法律の改正）①乃至⑥省略

⑦公認労務士法一部を次のとおり改正する。

第3条の3第1項第1号中「5級以上公務員」を「5級以上公務員もしくは高位公務員団に属する一般職公務員」とし、同項第2号中「6級以上公務員」を「6級以上公務員もしくは高位公務員団に属する一般職公務員」とする。

⑧乃至<68>省略

附則<第8473号, 2007. 5. 17>

この法律は公布後6ヶ月経過した日から施行する。

附則<第8615号, 2007. 8. 3>

- ①（施行日）この法律は公布された日から施行する。但し、第26条第1項第1号並びに第26条の2の改正規定は2007年11月18日から施行し、第3条の4第1項第4号並びに第3条の5の改正規定は2008年1月1日から施行し、第24条第1項並びに第24条の2の改正

規定は公布後6ヶ月経過した日から施行する。

- ②（適用例）第3条の4第1項第4号並びに第3条の5の改正規定は2008年1月1日以後実施される公認労務士資格試験から適用する。

附則<第8780号, 2007.12.21>

この法律は2008年1月1日から施行する。

公認労務士法施行令

[一部改正 2007. 12. 28 大統領令第20485号] 最近改正法令

(目的)

第1条 この令は、「公認労務士法」より委任された事項及びその施行に必要な事項を規定することを目的とする。〈改正2007. 12. 28〉

(労働関係法令の範囲)

第2条 公認労務士の職務に関連する「公認労務士法」(以下「法」という)第2条第3項に定める労働関係法令の範囲は別表1とする。〈改正2001. 4. 9, 2007. 12. 28〉

第2条の2 削除〈2001. 4. 9〉

第3条 削除〈2001. 4. 9〉

(試験方法)

第4条 ①法第3条の2の規定による公認労務士資格試験(以下「試験」という)の第1次試験は選択型を原則とし、記述型を加えることができる。

②第2次試験は論文型を原則とし、主観的短答型を加えることができる。

③第3次試験は面接試験とし、次の事項を評定する。〈改正2007. 12. 28〉

1. 国家観・使命感等精神姿勢
2. 専門知識及び応用能力
3. 礼儀・品行並びに誠実性
4. 意思発表の正確性と論理性 [全文改正2001. 4. 9]

(受験手続)

第5条 第1次試験に合格しない者は第2次試験を受験できず、第2次試験に合格しない者は第3次試験を受験できない。

(試験科目等)

第6条 ①第1次試験並びに第2次試験の科目並びに科目別配点は別表2とする。

②第1項に定める第1次試験科目中英語科目はその試験公告日から遡って2年となる日の属する年の1月1日以後実施された英語能力検定試験中別表3に定める英語能力検定試験(以下この条にて「英語試験」という)にて取得した成績に振替える。

③試験を受験しようとする者は受験願書と共に英語試験の成績表を提出しなければならない。[全文改正2007. 12. 28]

(試験の一部免除)

第7条 ①法第3条の3第1項本文「大統領令に定めた一部科目」とは第2次試験科目中労働法をいう。〈改正,2007. 12. 28〉

②法第3条の3第2項の規定により次の各号の一つに該当する通算経歴が10年以上の者に対しては第1次試験科目中労働法(1)並びに労働法(2)を免除する。

1. 第7条の2に規定された公務員として勤務した経歴
2. 地方自治体にて別表1の労働関係法令の施行に関する事務に直接従事した公務員又は海洋水産部(1996年8月7日以前の海運港湾庁を含む)所属船員勤労監督官として勤務した経歴
3. 組合員100人以上の単位労働組合、産業別連合団体又は総連合団体の労働組合にて

労働組合業務専任者として勤務した経歴

4. 常時勤労者300人以上の事業又は事業場にて労務管理業務専任者として勤務した経歴

5. 労働部長官が認定した使用者団体にて会員事業体の労務管理指導業務専任者として勤務した経歴

③第1項並びに第2項の規定により試験の一部を免除される者は労働部令に定める方法により試験免除申請をしなければならない。[全文改正2001. 4. 9]

(公務員の範囲)

第7条の2 法第3条の3第3項に規定された労働行政に従事した公務員の範囲は労働部（1981年4月7日以前の労働庁並びに1963年8月31日以前の保健社会部労働局を含む）・その所属機関・中央労働委員会又は地方労働委員会に勤務した公務員をいう。[本条新設2001. 4. 9]

(試験委員会)

第8条 ①試験を実施するごとに次の事項を審議するため公認労務士試験委員会（以下「委員会」という）を構成する。

1. 試験問題の出題並びに採点
2. 試験合格者の決定
3. その他試験に関して委員長に附議する事項

②委員会は韓国産業人力公団理事長及び労働部長官が委嘱する試験委員にて構成する。

<改正1990. 11. 29, 1999. 4. 9>

③委員長は韓国産業人力公団理事長がなる。<改正1990. 11. 29, 1999. 4. 9>

④試験委員は公認労務士の職務に関連する学識と経験が豊富な者の中から第1次・第2次並びに第3次試験の試験委員に区分して委嘱し、第1次並びに第2次試験委員は各科目ごと3人以上、第3次試験委員は3人以上とする。<改正1999. 4. 9>

⑤その他委員会の運営に関して必要な事項は委員長が委員会の議決を経て定める。

(試験手当の支給)

第9条 第8条第2項の規定により委嘱された試験委員及び試験官吏並びに監督業務に従事する者に対しては予算の範囲内で手当を支給することができる。<改正1999. 4. 9>

(試験の実施並びに公告)

第10条 ①試験は毎年1回以上実施する。<新設1990. 11. 29, 1996. 4. 12>

②労働部長官は試験の受験資格・試験科目・日時・場所・受験手続その他試験に必要な事項を受験希望者に知りえるよう試験日60日前に日刊新聞に公告しなければならない。

<改正2007. 12. 28>

③労働部長官は公認労務士の需給状況等を考慮して法第3条の4に定める公認労務士資格審議委員会（以下「審議委員会」という）の審議を経て第2次試験の最少合格人員を定め公告することができる。<新設2007. 12. 28>

(受験願書並びに手数料<改正2007. 1. 24>)

第11条 ①受験しようとする者は労働部令に定める方法により受験願書を提出しなければならない。

②第1項に従い受験願書を提出する場合には韓国産業人力公団理事長が労働部長官の承認を得て決定した手数料を現金又は情報通信網を利用した電子貨幣・電子決済等の方法により韓国産業人力公団に納付しなければならない。<改正2007. 1. 24>

③第2項の規定による手数料は受験しない場合においても返還しない。

(合格者決定並びに公告)

- 第12条 ①第1次試験合格者の決定は英語科目を除いた科目に対して各科目40点以上、全科目平均60点以上得点した者とし、第2次試験合格者の決定は各科目の4割以上、全科目合計の6割以上得点した者とする。但し、第2次試験にて各科目の4割以上、全科目合計の6割以上得点した者が第10条第3項に定める最少合格人員に達することができない場合には、最少合格人員に達する人員数の範囲で各科目の4割以上を得点した者の中から全科目総得点の高得点者順に追加して合格者を決定する。〈改正2007.12.28〉
- ②法第3条の3第1項に定める第2次試験科目中一部免除を受ける者に対しては第1項但書に従い合格可否を決定する場合には各科目4割以上を得点した者の科目別得点合計に1.5を乗じて算出した点数を全科目総得点とみなす。〈新設2007.12.28〉
- ③第1項但書及び第2項に従い合格者を決定する場合で、同点者がいたことにより第2次試験の合格者数が最少合格人員を超えた場合には同点者全員を合格者と決定する。この場合同点者の点数は小数点以下第3位にて四捨五入し第2位まで計算する。〈新設2007.12.28〉
- ④第3次試験においては第4条第3項各号の面接試験評定要素ごとに各々「上」(3点)、「中」2点、「下」(1点)に区分し、総12点満点で採点し各試験委員が採点した評点の平均が「中」(8点)以上の者を合格者とする。但し、委員の過半数がどの評定要素に対しても「下」と評定した場合には不合格とする。〈改正2007.12.28〉
- ⑤労働部長官は最終試験合格者が決定した場合には全受験者が知りえる方法によりこれを公告し、合格者に対しては合格した旨を通知しなければならない。

第13条 削除〈2007.12.28〉

(資格証書の交付)

第14条 労働部長官は法第3条の規定による公認労務士の資格を有する者に対して労働部令に定める方法により公認労務士資格証書を交付しなければならない。〈改正2001.4.9〉

(公認労務士資格審議委員会の構成)

- 第14条の2 ①審議委員会は委員長・副委員長各1名を含む12名以内の委員にて構成する。〈改正2007.12.28〉
- ②審議委員会の委員長は労働部次官がなり、副委員長は労働部政策広報管理本部長がなり、委員は次の各号の者となる。〈改正2006.6.12, 2007.12.28〉
1. 労働部の3級以上公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員中労働部長官が指名した者
 2. 次の各目の一つに該当する者の中から労働部長官が委嘱した者
 - ア. 「高等教育法」第2条の規定による学校にて労働経済・労働法学その他右に関連する分野の副教授以上の職にいる又はいた者
 - イ. 総連合団体の労働組合が推薦する者
 - ウ. 全国的規模の使用者団体が推薦する者
 - エ. 市民団体(「非営利民間団体支援法」第2条に定める非営利民間団体をいう)が推薦する者
 - オ. 労働関係法令に関する学識及び経験が豊富な者で法第24条に定める韓国公認労務

士会（以下「公認労務士会」という）が推薦する者

カ. その他労働関係法令に関する学識及び経験が豊富な者

③労働部長官が委嘱する委員の任期は3年とする。

④審議委員会の事務を処理するために幹事1名をおき、幹事は審議委員会委員長が労働部所属公務員の中から指名する。〔本条新設2001. 4. 9〕

（審議委員会の会議）

第14条の3 ①審議委員会の会議は在籍委員の過半数が出席し出席委員の過半数の賛成により議決する。
②この令に定めがあることその他審議委員会の運営等に関して必要な事項は審議委員会の議決を経て委員長が定める。〔本条新設2001. 4. 9〕

（委員の手当等）

第14条の4 審議委員会に出席した委員に対して予算の範囲内で手当並びに旅費を支給することができる。但し、所管業務に直接関連する公務員である委員の場合にはこの限りではない。〔本条新設2001. 4. 9〕

（職務開始登録手続）

第15条 ①法第5条第1項の規定により職務開始登録をしようとする者は労働部令に定める方法により職務開始登録申請書を労働部長官に提出しなければならない。〔改正1998. 4. 27, 1999. 4. 9〕
②労働部長官は第1項の規定による登録申請があった場合には公認労務士職務開始登録簿に次の各号の事項を記載し申請人に対して登録証を交付しなければならない。
1. 公認労務士の住所・氏名・住民登録番号
2. 事務所の名称並びに所在地
3. 登録番号
4. その他労働部令に定める事項
③公認労務士は第2項による登録事項に変更があった場合には遅滞なくこれを労働部長官に申告しなければならない。〔改正1998. 4. 27, 1999. 4. 9〕
④公認労務士が第2項の規定により交付を受けた登録証を紛失又は毀損した場合又は第3項の規定により登録事項の変更申告をした場合には労働部令に定める方法により登録証の再交付を受けなければならない。〔全文改正1990. 11. 29〕

（実務修習）

第16条 ①法第5条第1項の規定による公認労務士の実務修習（以下「実務修習」という）の期間は1年以内とする。
②実務修習は公認労務士会又は労働部令に定める専門教育機関中労働部長官が指定する機関（以下「実務修習機関」という）が実施する。〔改正1999. 4. 9, 2007. 12. 28〕
③実務修習の内容・方法・手続その他必要な事項は実務修習機関が労働部長官の承認を得て定める。〔改正1999. 4. 9〕
④実務修習は開業労務士事務所・合同事務所・労務法人の事務所・公認労務士会その他労働部長官定める機関にて行う修習（以下「事務所修習」という）及び労働部令に定める所定の職務教育（以下「職務教育」という）に区分する。
⑤削除〔2001. 4. 9〕
〔全文改正1990. 11. 29〕

第17条 削除<1990. 11. 29>

第18条 削除<1990. 11. 29>

(合同事務所)

第19条 ①第5条第1項の規定により登録した公認労務士（以下「開業労務士」という）が法第7条第1項の規定により合同事務所を設置しようとする場合には労働部令に定める方法により合同事務所運営に関する規約を作成して事務所を管轄する地方労働庁長又は支庁長（以下「地方労働官署の長」という）に申告しなければならない。<改正1987. 5. 15, 1987. 12. 1, 1987. 12. 9, 1990. 11. 29, 1999. 4. 9, 2006. 3. 2>

②削除<1996. 4. 12>

(労務法人の設立認可申請)

第19条の2 ①法第7条の4第1項前段の規定により労務法人の設立認可を得ようとする者は労働部令に定める方法により労務法人の設立認可申請書に次の各号の書類を添付して労働部長官に提出しなければならない。<改正1998. 4. 27, 1999. 4. 9>

1. 定款
2. 削除<1999. 4. 9>
3. 削除<2001. 4. 9>
4. 削除<1998. 4. 27>
5. 業務計画書並びに予算書
6. その他労働部長官が定める書類

②労働部長官は第7条の4第1項の規定による労務法人の設立認可をした場合には労務法人認可台帳に次の各号を記載し申請人に対して労務法人設立認可証を交付しなければならない。

1. 認可番号並びに認可年月日
2. 労務法人の名称
3. 主たる事務所並びに従たる事務所の所在地
4. 社員の氏名並びに住所
5. その他労働部長官が必要と認めた事項

③労働部長官は第2項の規定により申請人に対して労務法人設立認可証を交付した場合にはその事実を当該労務法人の主たる事務所所在地を管轄する地方労働官署の長に通知しなければならない。<改正1999. 4. 9> [本条新設1990. 11. 29]

(労務法人の定款変更認可申請)

第19条の3 ①法第7条の4第1項後段の規定による労務法人の定款変更認可を得ようとする者は労働部令に定める方法により定款変更認可申請書に次の各号の書類を添付して労働部長官に提出しなければならない。<改正1998. 4. 27, 1999. 4. 9>

1. 定款変更理由書
2. 定款変更案
3. 定款変更に関する労務法人社員総会議事録の写し

②労働部長官は第1項の規定による労務法人の定款変更を認可した場合には労務法人認可台帳にその旨を記載し、申請人に対して労務法人定款変更認可証を交付しなければならない。

③第19条の2第3項の規定は労務法人定款変更認可に準用する。〔本条新設1990. 11. 29〕

(定款記載事項)

第19条の4 ①法第7条の4第2項第7号の「その他大統領令に定める事項」とは次の各号の事項をいう。〈改正2007. 12. 28〉

1. 労務法人を代表する社員に関する事項
2. 労務法人の業務を執行する社員の権利・義務の制限に関する事項
3. 社員総会に関する事項

〔本条新設1990. 11. 29〕

(労務法人の設立登記)

第19条の5 ①法第7条の4第3項の規定による労務法人の設立登記は第19条の2第2項の定めによる設立認可証を受けた日から14日以内に当該労務法人の主たる事務所所在地においてしなければならない。

②第1項の規定による登記には次の各号の事項を記載しなければならない。

1. 目的
2. 名称
3. 社員の氏名及び住所
4. 主たる事務所並びに従たる事務所の所在地
5. 社員の出資の種類、財産出資がある場合にはその価格及び履行部分
6. 存立時期その他や解散事由を定めた場合にはその時期又は事由
7. 労務法人を代表する社員を定めた場合にはその氏名

③労務法人の登記は社員全員が共同で申請しなければならないが、その申請書には次の各号の書類を添付しなければならない。

1. 定款
2. 労務法人設立認可証
3. 財産出資に関して履行部分を証明する書面

④労務法人は第1項の規定による登記をした場合には14日以内にその登記簿謄本を当該労務法人の主たる事務所所在地を管轄する地方労働官署の長を経て労働部長官に提出しなければならない。但し、「電子政府法」第21条第1項の規定による行政情報の共同利用を通じて提出書類に対する情報を確認できる場合にはその確認により提出書類に代えることができる。〈改正2004. 3. 17, 2007. 7. 18〉

〔本条新設1990. 11. 29〕

(従たる事務所設置等の登記)

第19条の6 ①労務法人の従たる事務所の設置登記、主たる事務所・従たる事務所事務所の移転登記及び第19条の5第2項各号の一つの事項に対する変更登記に関しては「商法」第181条乃至第183条の規定を準用し、労働部長官の認可を受けなければならない事項がある場合には当該認可証を受けた日から登記期間を起算する。〈改正2007. 12. 28〉

②第1項後段の場合には登記申請書に当該認可証を添付しなければならない。

③労務法人が第1項の規定による登記をした場合にはその登記簿謄本を7日以内に当該労務法人の主たる事務所所在地並びに従たる事務所所在地を管轄する地方労働官署の長に対して各々提出しなければならない。但し、「電子政府法」第21条第1項の規定による

行政情報の共同利用を通じて提出書類に対する情報を確認できる場合にはその確認により提出書類に代えることができる。＜改正2004. 3. 17, 2007. 7. 18＞

[本条新設1990. 11. 29]

(準用規定)

第19条の7 労務法人の登記に関しては法並びに令に規定する事項の他は「商業登記法」第3条、同法第4条、同法第5条第2項・第3項、同法第6条から第15条まで、同法第17条から第29条まで、同法第56条、同法第58条から第73条まで、同法第114条から第128条まで並びに同法第131条を準用する。[全文改正2007. 12. 28]

(社員の常勤)

第19条の8 労務法人の各事務所には1名以上の社員が常勤しなければならない。[本条新設1990. 11. 29]

第19条の9 削除＜1999. 4. 9＞

第20条 削除＜2007. 12. 28＞

(保証保険加入)

第20条の2 ①法第12条の4の規定により労務法人は労務法人の設立認可を受けた後15日以内に保険金額1億ウォン以上の保証保険に、開業労務士は事務所又は合同事務所は設置申告を終えた後15日以内に開業労務士1人につき2千万ウォン以上の保証保険に各々加入しその証拠書類を整え管轄地方労働官署の長に申告しなければならない。

②労務法人並びに開業労務士が保証保険に加入した後その保証期間が満了する場合には当該保証期間満了日までに再び保証保険に加入しその証拠書類を整え管轄地方労働官署の長に申告しなければならない。[本条新設1996. 4. 12]

(保証保険金の支給等)

第20条の3 ①依頼人が損害賠償金として保証保険金の支給を受けようとする場合には労働部令に定める申請書に当該依頼人と労務法人又は開業労務士間における損害賠償合意書、和解調書、法院の確定判決文写しその他これに準ずる効力のある書類を添付して当該労務法人又は開業労務士の事務所所在地を管轄する地方労働官署の長に提出しなければならない。この場合管轄地方労働官署の長は労働部令に定める保証保険支給事由発生確認書を遅滞なく交付しなければならない。

②労務法人並びに開業労務士は保証保険金にて損害賠償をした場合には15日以内に再び保証保険に加入しなければならない。[本条新設1996. 4. 12]

(懲戒委員会)

第20条の4 法第20条の規定による公認労務士懲戒委員会（以下「懲戒委員会」という）はこれを労働部におく。[全文改正1998. 4. 27]

(懲戒委員会の構成)

第20条の5 ①懲戒委員会は委員長1名を含む7名の委員にて構成する。

②懲戒委員会の委員長（以下「懲戒委員長」という）である委員は労働部の高位公務員団に所属する一般職公務員の中から労働部長官が指名する者とし、その他の委員は各号の者とする。＜改正1999. 4. 9, 2006. 6. 12＞

1. 法制処並びに中央労働委員会の3級公務員又は高位公務団に所属する一般職公務員の中から当該機関の長が指名した者各1名

2. 労働部の3級公務員又は高位公務団に所属する一般職公務員の中から労働部長官が

指名した者2名

3. 弁護士の資格を有する者の中から法務部長官が指名した者1名

4. 公認労務士会の長が推薦する公認労務士の中から労働部長官が指名した者1名

[全文改正1998. 4. 27]

(懲戒委員長)

第20条の6 ①懲戒委員長は懲戒委員会の会務を統括し懲戒委員会を代表し、懲戒委員会の会議を召集しその議長となる。

②懲戒委員長がやむを得ない事由によりその職務を遂行できない場合には懲戒委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。[本条新設1998. 4. 27]

(懲戒議決の要求)

第20条の7 ①労働部長官は公認労務士に法第20条第1項各号の一つに該当する事由があると認めた場合にはその証拠書類を整え懲戒委員会の懲戒議決を要求する。

②懲戒委員会は第1項の規定による要求を受けた場合には遅滞なくその内容を懲戒容疑者に通知しなければならない。[本条新設1998. 4. 27]

(懲戒議決期限)

第20条の8 懲戒委員会は懲戒議決の要求を受けた日から30日以内に懲戒に関する議決をしなければならない。但し、やむを得ない事由がある場合には懲戒委員会の議決により30日に限りその期間を延長することができる。[本条新設1998. 4. 27]

(懲戒委員会の議決)

第20条の9 懲戒委員会の会議は委員の過半数が出席し出席委員の過半数の賛成により議決する。[本条新設1998. 4. 27]

(除斥並びに忌避)

第20条の10 ①懲戒委員会の委員中懲戒容疑者の親族又はその懲戒事由に関係のある者はその懲戒事件の審議に関与することができない。

②懲戒容疑者は懲戒委員会の委員中不公正な議決をするおそれがあると疑われるに足る相当な事由のある委員がいる場合にはその事由を書面にて疎明し忌避を申請することができる。

③第2項に規定による忌避申請がある場合には懲戒委員会の議決により当該委員の忌避の可否を決定する。この場合忌避申請を受けた委員はその議決に参加することができない。[本条新設1998. 4. 27]

(懲戒議決の報告等)

第20条の11 懲戒委員会は懲戒容疑者に対する懲戒議決を行った場合には遅滞なくその事由を明示しこれを労働部長官に報告しなければならない。[本条新設1998. 4. 27]

(会則)

第21条 ①法第24条第3項の規定による公認労務士会の会則には次の事項を記載しなければならない。<改正1996. 4. 12, 2007. 12. 28>

1. 目的

2. 名称及び事務所所在地

3. 会長・副会長・理事並びに監事等役員に関する事項

4. 総会の構成・運営に関する事項

- 4の2. 会員中から選出された代議員にて構成する代議員総会の構成・運営に関する事項
- 4の3. 労働部長官に対する第4号に定める総会並びに第4号の2に定める代議員総会の結果報告に関する事項
- 5. 会員の入会、脱退並びに懲戒に関する事項
- 6. 会員の品位維持及び福祉増進に関する事項
- 7. 事業計画・会費負担及び予算並びに会計に関する事項
- 8. 公認労務士会並びに地方会の設置・運営に関する事項
- 9. 会則の変更に関する事項

②削除<1996. 4. 12>

(事業計画並びに予算)

- 第22条 公認労務士会は事業年度ごとに事業計画ならびに予算案を作成して総会の議決を経て確定しなければならない。[本条新設2007. 12. 28]
- 第23条 削除<1999. 4. 9 >
- 第24条 削除<1999. 4. 9 >
- 第25条 削除<1999. 4. 9 >

(業務委託)

- 第26条 労働部長官は法第26条第2項の規定により次の各号の試験管理業務を韓国産業人力公団に委託する。
- 1. 第7条第3項の規定による試験の一部免除申請の受理
 - 2. 第8条第2項の規定による試験委員の委嘱
 - 3. 第9条の規定による試験手当の支給
 - 4. 第10条の規定による試験の実施並びに公告
 - 5. 第12条の規定による合格者の決定・公告並びに通知 [本条新設1999. 4. 9]

(過怠料の賦課)

- 第27条 ①労働部長官は法第30条第2項に従い過怠料を賦課しようとする場合には違反行為を調査・確認後違反行為の種類、過怠料の金額並びに納付期限等を明示して書面にて当該違反者に通知しなければならない。<改正2007. 12. 28>
- ②労働部長官は過怠料を賦課しようとする場合には10日以上期間を定めて過怠料処分対象者に口頭又は書面による意見陳述の機会を与えなければならない。この場合指定された期日までに意見陳述がない場合には意見がないものとみなす。
- ③労働部長官は過怠料の金額を定める場合には該当する違反行為者の動機及び結果等を考慮し、その賦課基準は別表4の定めによる。<改正2001. 4. 9, 2007. 12. 28>

(権限の委任)

- 第28条 労働部長官は第31条に従い次の各号の権限を地方労働官署の長に委任する。<改正1996. 4. 12, 1998. 4. 27, 1999. 4. 9, 2007. 1. 24, 2007. 12. 28>
- 1. 法第5条の規定による登録並びに第15条第3項の規定による変更申告の受理
 - 1の2. 法第7条の4に定める労務法人の設立認可並びに定款変更認可
 - 1の3. 法第7条の5に定める労務法人の解散申告
 - 1の4. 法第7条の6に定める労務法人の設立認可取消

2. 法第9条の規定による廃業申告の受理
3. 削除<1999. 4. 9 >
4. 削除<1999. 4. 9 >
5. 法第18条の規定による監督上の命令等
6. 法第19条の規定による登録の取消等
7. 削除<1998. 4. 27 >
8. 削除<1998. 4. 27 >
9. 削除<1998. 4. 27 >
10. 法第30条に定める過怠料賦課・徴収等 [全文改正1990. 11. 29]
附則<第11730号, 1985. 7. 25 >

- ①（施行日）この令は公布された日から施行する。
- ②（公認労務士資格試験に関する適用例）公認労務士資格試験は第10条第1項の規定にかかわらず1985年度にはこれを実施しないことができる。

附則（地方労働官署職制）<第12157号, 1987. 5. 15 >

第1条（施行日）この令は公布された日から施行する。

第2条（他の法令の改正）①省略

②公認労務士法施行令中次のとおり改正する。

第15条中「労働部地方事務所長（出張所長を含む、以下同じ）」を「労働部地方事務所長又は事務所長」とする。

第19条第1項・第20条第2項並びに第28条中「労働部地方事務所長」を各々「労働部地方事務所長又は事務所長」とする。

③乃至⑨<省略>

第3条省略

附則<第12282号, 1987. 12. 1 >

- ①（施行日）この法律は公布された日から施行する。
- ②（第1次試験合格者決定方法変更による経過措置）この令施行前に従前の規定により公認労務士第1次試験に合格した者はこの令により合格したものとみなし、公認労務士第2次試験を3回以上実施するときまでは第12条第1項の改正規定中「直近に実施した3回の第2次試験合格者数」を「当該試験前まで実施した第2次試験合格者数」とみなす。
- ③（許可基準の変更による経過措置）この令施行前に実施した公認労務士資格試験に合格した者で第7条第1項各号一つの経歴がある者に対しては職務開始の許可基準を適用し第16条の改正規定にかかわらず従前の規定による。

附則（地方労働官署職制）<第12306号, 1987. 12. 9 >

第1条（施行日）この令は公布された日から施行する。

第2条（他の法令の改正）①省略

②公認労務士法施行令中次のとおり改正する。

第15条・第19条第1項・第20条第2項並びに第28条中「労働部地方事務所長」を各々「地方労働庁長」とする。

③乃至⑩<省略>

第3条省略

附則<第13169号, 1990. 11. 29>

第1条（施行日）この令は公布された日から施行する。

第2条（試験に関する適用例）第7条第2項並びに別表2の改正規定は1992年1月1日以後最初に施行される試験からこれを適用する。

第3条（実務修習に対する経過措置）①法施行後この令施行前に従前の規定により労働部令に定める所定の実務教育を履修した者に対しては第16条の規定による実務修習中実務教育を履修したものとみなし事務所修習期間は6ヶ月以内とする。

②この令施行当時大統領令第12282号附則第3項の規定に該当する者に対しては第16条の規定による実務修習を履修したものとみなす。

附則（産業災害補償保険法施行令）<第14628号, 1995. 4. 15>

第1条（施行日）この令は1995年5月1日から施行する。

第2条並びに第3条省略

第4条（他の法令の改正）①乃至③省略

④公認労務士法施行令中次のとおり改正する。

〔別表1〕中第7号を削除する。

〔別表2〕の労働法の備考欄中「産業災害補償保険業務並びに審査に関する法律」を削除する。

⑤乃至⑮省略

第5条省略

附則<第14977号, 1996. 4. 12>

①（施行日）この令は公布された日から施行する。但し、第2条の2並びに第20条の4の改正規定は1996年6月7日から、第10条第1項・第20条の2・第20条の3の改正規定は1997年1月1日から施行する。

②（適用例）第20条の2第1項の改正規定にかかわらず1996年12月31日以前に設立認可を受けた労務法人又は事務所設置申告をした開業労務士は1997年1月15日まで保証保険に加入し管轄地方労働官署の長に申告しなければならない。

附則<第15781号, 1998. 4. 27>

この令は公布された日から施行する。但し、第19条の9の改正規定は1998年12月25日から施行する。

附則<第16243号, 1999. 4. 9>

①（施行日）この令は公布された日から施行する。

- ②（登録申請等に関する経過措置）この令施行当時に従前の規定により職務開始登録申請書・登録変更申告書・労務法人設立認可申請書・労務法定款変更認可申請書を公認労務士会に提出した者はこの令によりこれを労働部長官に提出したものとみなす。この場合公認労務士会は遅滞なくこれを労働部長官に移送しなければならない。
- ③（他の法令の改正）行政権限の委任並びに委託に関する規定中次のとおり改正する。
第50条第3項を削除する。

附則<第17193号, 2001. 4. 9>

- ①（施行日）この令は公布された日から施行する。
- ②（公認労務士資格取得等に必要となる年数）法律第6333号公認労務士法中改正法律附則第3項にて「大統領令に定める年数」とは労働部長官が指定する機関にて実施する60時間以上の教育をいう。この場合教育の内容・方法・実施機関等教育に関し必要な事項は労働部長官が定める。

附則（電子的民願処理のための仮釈放者管理規定等中改正令）<第18312号, 2004. 3. 17>
>この令は公布された日から施行する。

附則（労働部及びその所属機関職制）<第19367号, 2006. 3. 2>

第1条（施行日）この令は公布された日から施行する。

第2条省略

第3条（他の法令の改正）①並びに②省略

③公認労務士法施行令一部を次のとおり改正する。

第19条第1項中「地方労働事務所長」を「支庁長」とする。

④乃至⑥省略

第4条省略

附則（高位公務員団人事規定）<第19513号, 2006. 6. 12>

第1条（施行日）この令は2006年7月1日から施行する。

第2条並びに第3条省略

第4条（他の法令の改正）①乃至<18>省略

<19>公認労務士法施行令一部を次のとおり改正する。

第14条の2第2項第1号中「2級又は3級公務員」を「3級公務員又は高位公務員団に所属する一般職公務員」とする。

第20条の5第2項本文中「労働部所属1級公務員」を「労働部の高位公務員団に所属する一般職公務員」とし、同項第1号中「中央労働委員会所属3級以上公務員」を「中央労働委員会所属3級以上公務員又は高位公務員団に所属する一般職公務員」とし、同項第2号中「労働部所属3級公務員」を「労働部の3級公務員又は高位公務員団に所属する一般職公務員」とする。

<20>乃至<241>省略

附則<第19848号, 2007. 1. 24>

この令は公布された日から施行する。但し、第28条の改正規定は2007年7月1日から施行する。

附則（電子政府法施行令）<第20171号, 2007. 7. 18>

第1条（施行日）この令は公布された日から施行する。

第2条（他の法令の改正）①から⑤まで省略

③公認労務士法施行令一部を次のとおり改正する。

第19条の5第4項但書並びに第19条の6第3項但書中「電子政府実現のための行政業務等の電子化促進に関する法律」を各々「電子政府法」とする。

⑦から<16>まで省略

第3条省略

附則<第20485号, 2007. 12. 28>

第1条この令は2008年1月1日から施行する。但し、第14条の2第2項第2号各目、第21条第1項並びに第22条の改正規定は2008年2月4日から施行し、第19条の7の改定規定中「商業登記法」第12条並びに第18条第2項・第4項を準用する部分は2008年4月1日から施行し、第6条・第7条第1項・第12条第1項（英語科目に関する部分のみ該当する）・別表2並びに別表3の改正規定は2010年1月1日から施行する。

第2条（適用例）第10条第2項・第3項並びに第12条第1項（英語科目に関する部分を除く）・第2項・第3項の改正規定は2008年1月1日以後実施される公認労務士資格試験から適用する。

第3条（最少合格人員制度導入による総得点算定に関する経過措置）2008年1月1日から2009年12月31日まで実施される公認労務士資格試験にて最少合格人員に満たない人員数に該当する合格者を決定する場合には、第12条第2項の改定規定にかかわらず第2次試験科目中一部免除される者に対しては各科目4割以上得点した者の科目別得点合計に2を乗じて算出した点数を全科目総得点とみなす。

別表1 労働関係法令の範囲 [第2条関連]

別表2 公認労務士資格試験試験科目並びに科目別配点（第6条第1項関連）

別表3 英語科目に振替える英語能力検定試験の種類並びに合格に必要な点数（第6条第2項関連）

別表4 過怠料の賦課基準（第27条第3項関連）

公認労務士法施行規則

[一部改正 2007. 3. 5 労働部令第267号] 最近改正法令

(目的)

第1条 この規則は、「公認労務士法」(以下「法」という)並びに「公認労務士法施行令」(以下「令」という)より委任された事項及びその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

(試験の実施時期)

第2条 韓国産業人力公団法による韓国産業人力公団(以下「公団」という)は令第10条の規定により公認労務士資格試験(以下「試験」という)を実施するにあたり第1次試験は遅くとも毎年6月末まで実施しなければならない。但し、年2回以上実施する場合、2回目以降実施する試験の第1次試験は当該年度の7月以降に実施することができる。<改正1999. 4. 20> [全文改正1996. 7. 2]

(受験願書<改正2007. 3. 5>)

第2条の2 ①試験を受験しようとする者は別紙第1号書式の受験願書を公団に提出しなければならない。<改正1998. 5. 11, 1999. 4. 20, 2007. 3. 5>
②公団は第1項の規定による受験願書を受付けた場合には別紙第2号書式の試験受験者名簿に該当事項を記載し受験者に別紙第1号書式下段の受験票を交付しなければならない。<改正1999. 4. 20> [本条新設1991. 3. 27]

(試験の一部免除申請等)

第3条 令第7条第3項の規定により試験の一部免除を受けようとする者は次の書類中該当書類を受験願書に添付しなければならない。<改正1988. 4. 8, 1991. 3. 27, 2001. 4. 14>

1. 法第3条の3第1項並びに令第7条第2項第1号の経歴証明書(公務員人事記録並びに人事事務処理規則第30条の規定による別紙45号書式)
2. 令第7条第2項第2号の経歴証明書(別紙第5号書式)
3. 令第7条第2項第3号の経歴証明書(別紙第6号書式又は別紙第7号書式)
4. 令第7条第2項第4号の経歴証明書(別紙第8号書式)
5. 令第7条第2項第5号の経歴証明書(別紙第9号書式)

(合格者名簿作成)

第4条 公認労務士試験委員会委員長は令第12条第1項並びに第4項の規定により合格者が決定した場合には合格者名簿を作成するため、第1次試験並びに第2次試験は別紙第10号書式により、第3次試験は別紙第10号の2の書式によりこれを作成しなければならない。<改正1988. 4. 8, 1991. 3. 27, 1996. 7. 2, 2001. 4. 14>

(資格証書の交付申請等)

第5条 ①令第14条の規定により公認労務士資格証書(以下「資格証書」という)の交付を受けようとする者は別紙第11号書式の申請書に次の各号の書類を添付して労働部長官に提出しなければならない。<改正2001. 4. 14>

1. 住民登録証写し等身分を証明する書類
2. 申請日前6ヶ月以内に写した脱帽上半身半名刺判写真2枚

②労働部長官は第1項の規定により資格証書交付申請書の提出を受けた場合には身元照会

(公務員として在籍中の者は除く)等を通じて申請人が法第4条の規定による欠格事由に該当するか否かを確認後当該申請書の提出を受けた日から5日以内に別紙第12号書式の資格証書を申請人に交付しなければならない。〈改正1996. 7. 2, 2001. 4. 14〉

- ③第2項の規定により交付を受けた資格証書を紛失又は棄損し再交付を受けようとする者は別紙第11号書式の再交付申請書に資格証書(資格証書を紛失した場合を除く)及び理由書を添付して労働部長官に提出しなければならない。〈改正1996. 7. 2〉
- ④労働部長官は第2項並びに第3項の規定により資格証書を交付又は再交付する場合には別紙第13号書式の資格証書交付台帳に該事実を記載しなければならない。〈新設1996. 7. 2〉

(職務開始登録申請)

- 第6条
- ①令15条第1項の規定により職務開始登録をしようとする者は別紙第14号書式の申請書に申請日前6ヶ月以内に写した脱帽上半身半名刺判写真1枚を添付して事務所を設置しようとする地域を管轄する地方労働庁長又は支庁長(以下「地方労働官署の長」という)に提出しなければならない。この場合地方労働官署の長は身元照会等を通じて申請人が法第4条の規定による欠格事由並びに法第5条第3項・第4項の規定による登録拒否事由等に該当するか否かを確認しなければならない。〈改正2001. 4. 14, 2006. 3. 2〉
 - ②令15条第2項の規定による公認労務士職務開始登録簿並びに登録証は各々別紙第15号書式並びに別紙第16号書式により、登録証を交付又は再交付した地方労働官署の長は別紙第17号書式の交付台帳にその事実を記載しなければならない。
 - ③令15条第2項第4号にて「その他労働部令に定める事項」とは開業並びに休・廃業現況、登録事項変更現況、職務補助員現況をいう。
 - ④法第5条第1項の規定による職務開始登録をした公認労務士(以下「開業労務士」という)が令第15条第3項の規定による登録事項変更申告をする場合には別紙第18号書式の申告書により管轄地方労働官署の長に提出しなければならない。但し、他の地方労働庁又は支庁の管轄区域に公認労務士事務所所在地を移転した場合には別紙第19号書式の申告書に登録証を添付して移転後の事務所所在地を管轄する地方労働官署の長に提出しなければならない。〈改正1998. 5. 11, 1999. 4. 20, 2006. 3. 2〉
 - ⑤第4項但書の規定による申告書を受けた地方労働官署の長は遅滞なく従前の事務所所在地を管轄する地方労働官署の長に当該開業労務士の職務開始登録簿の送付を要請しこれを受けたら変更事項を記載し、登録証記載事項の変更がある場合には登録証を再交付しなければならない。[全文改正1991. 3. 27]

(登録証再交付申請)

- 第6条の2 令第15条第4項の規定により登録証を紛失又は棄損し再交付を受けようとする者は別紙第20号書式の申請書に登録証(登録証を紛失した場合を除く)及び理由書を添付して地方労働官署の長に提出しなければならない。[本条新設1991. 3. 27]

(実務修習)

- 第7条
- ①令第16条第1項の規定による実務修習は短くとも6ヶ月以上実施しなければならない。
 - ②令第16条第2項にて「労働部令に定める専門教育機関」とは韓国労働教育院法による韓国労働教育院をいう。〈新設1999. 4. 20〉
 - ③令第16条第4項の規定による「労働部令に定める所定の職務教育」とは別表の職務教育

基準による40時間以上の集合教育をいう。[全文改正1991. 3. 27]

第8条 削除<1998. 5. 11>

(合同事務所の運営規約)

第9条 令第19条第1項の規定による合同事務所運営に関する規約には当該合同事務所を構成する開業労務士が連名で署名捺印しなければならない。<改正1991. 3. 27, 1999. 4. 20>

1. 削除<1999. 4. 20>
2. 削除<1999. 4. 20>
3. 削除<1999. 4. 20>
4. 削除<1999. 4. 20>
5. 削除<1999. 4. 20>
6. 削除<1999. 4. 20>
7. 削除<1999. 4. 20>
8. 削除<1999. 4. 20>

(合同事務所の設置)

第10条 ①削除<1999. 4. 20>

②開業労務士が令第19条第1項の規定により合同事務所を設置しようとする場合には別紙第22号書式の申告書に合同事務所運営に関する規約を添付して地方労働官署の長に提出しなければならない。<改正1987. 5. 15, 1988. 4. 8, 1991. 3. 27, 1999. 4. 20>

1. 削除<1999. 4. 20>
2. 削除<1999. 4. 20>
3. 削除<1991. 3. 27>

③合同事務所の代表者は次の各号の一つに該当する事由が発生した場合には7日以内に別紙第22号書式の申告書により地方労働官署の長に申告しなければならない。<改正1987. 5. 15, 1988. 4. 8, 1991. 3. 27>

1. 代表者の変更
2. 開業労務士の加入及び脱退
3. 合同事務所運営規約の内容変更
4. 合同事務所所在地の変更

(労務法人設立認可申請)

第10条の2 ①令第19条の2第1項の規定による労務法人設立認可申請書は別紙第23号書式による。

②第1項の規定による申請書の提出を受けた地方労働官署の長は身元照会等を通じて労務法人の社員になる者が法第4条の規定による欠格事由並びに法第7条の3第2項の規定による事由に該当するか否かを確認しなければならない。<新設1996. 7. 2, 2007. 3. 5> [本条新設1991. 3. 27]

(労務法人の設立認可等)

第10条の3 令第19条の2第2項の規定による労務法人設立認可台帳並びに労務法人設立認可証は各々別紙第24号並びに別紙第25号書式による。[本条新設1991. 3. 27]

(定款変更の認可申請等)

第10条の4 令第19条の3第1項の規定による定款変更認可申請は別紙第26号書式の申請書により、令第19条の3第2項の規定による定款変更認可証は別紙第27号による。[本条新設1991. 3. 27]

(労務法人解散申告)

第10条の5 法第7条の5第2項の規定により労務法人が解散した場合には清算人は別紙第28号書式の申告書に解散を証明する書類を添付して地方労働官署の長に提出しなければならない。＜改正1998. 5. 11, 1999. 4. 20, 2001. 4. 14, 2007. 3. 5＞ [本条新設1991. 3. 27]

(廃業申告)

第11条 開業労務士が法第9条第1項の規定により廃業をしようとする場合には別紙第29号書式の申告書に登録証を添付して地方労働官署の長に提出しなければならない。[本条新設1999. 4. 20]

第11条の2 削除＜1998. 5. 11＞

(記名、捺印時の事務所表記等)

第12条 開業労務士が法第12条第2項の規定によりその者が作成又は確認した書類に記名、捺印する場合には次の事項が共に表記されていなければならない。＜改正1991. 3. 27＞

1. 開業登録番号
2. 事務所の名称、所在地並びに電話番号

(保証保険への加入申告)

第12条の2 ①令第20条の2並びに令第20条の3第2項の規定による保証保険への加入申告は別紙第31号の2書式による。

②令第20条の2第1項並びに第2項の規定による「証拠書類」とは保証保険証書写しをいう。[本条新設1996. 7. 2]

(保証保険金の支給)

第12条の3 令第20条の3第1項の規定による保証保険金支給事由発生確認申請書は別紙第31号の3書式、保証保険金支給事由発生確認書は別紙第31号の4書式による。[本条新設1996. 7. 2]

第12条の4 削除＜1999. 4. 20＞

第12条の5 削除＜1999. 4. 20＞

(帳簿等の備付)

第13条 開業労務士が法第17条第2項の規定によりその事務所に備えおくべき帳簿の種類は次のとおりである。＜改正1991. 3. 27＞

1. 公認労務士業務処理簿（別紙第32号書式）
2. 業務の委託・受託契約書
3. 職務補助員任免簿
4. 公認労務士の職務上収入関連書類

第13条の2 削除＜1999. 4. 20＞

(証票)

第13条の3 法第18条第2項の規定による関係公務員の権限を表示する証票は別紙第34号書式による。[本条新設1991. 3. 27]

(懲戒要求等)

第13条の4 令第20条の7の規定による懲戒議決の要求は別紙第34号の2書式の公認労務士懲戒要求書により、令第20条の11の規定による懲戒議決の報告は別紙第34号の3書式の懲戒議決報告書による。[本条新設1998. 5. 11]

第13条の5 削除＜1999. 4. 20＞

(過怠料の徴収手続)

第14条 令第27条の規定による過怠料の徴収手続に関しては歳入徴収官事務処理規則を準用する。
この場合納入告知書には方法並びに期間等を共に記載しなければならない。

(台帳の備付記載)

第15条 地方労働官署の長は第6条第4項の登録事項変更申告、第6条第4項但書の管轄変更登録申告、第10条の合同事務所の設置又は変更申告、第10条の5の労務法人解散申告、第11条の廃業申告及び令第19条の5第4項並びに令第19条の6第3項の労務法人の主たる事務所並びに従たる事務所の設置登記簿謄本の提出を受けた場合には別紙第35条書式による台帳にその事実を記載しなければならない。<改正1998. 5. 11, 1999. 4. 20>
[全文改正1991. 3. 27]

(各種報告)

第16条 地方労働官署の長は次の各号の業務を行った場合には遅滞なくこれを労働部長官に報告しなければならない。<改正1999. 4. 20, 2007. 3. 5>

1. 第6条第1項並びに第4項の規定による職務開始登録、登録事項変更申告並びに管轄変更申告の受理
2. 第6条の2の規定による登録証の再交付
3. 第10条第2項の規定による合同事務所設置申告の受理
- 3の2. 第10条の2に定める労務法人の設立認可
- 3の3. 第10条の4に定める定款変更の認可
- 3の4. 第10条の5に定める解散申告の受理
4. 第11条第1項の規定による廃業申告の受理
5. 法第19条の規定による登録取消処分

[全文改正1998. 5. 11]

附則<第32号, 1985. 9. 28>

この規則は公布された日から施行する。

附則<第39号, 1987. 5. 15>

この規則は公布された日から施行する。

附則<第43号, 1988. 4. 8>

この規則は公布された日から施行する。

附則<第64号, 1991. 3. 27>

- ①(施行日) この規則は公布された日から施行する。
- ②(試験実施時期に関する経過措置) この規則施行後最初に実施する試験は第2条の規定にかかわらず第1次試験を当該年度の7月まで実施することができる。
- ③(登録証交付に関する経過措置) この規則施行当時従前の規定により公認労務士開業許可証書の交付を受けた者はこの規則施行日から60日以内に第6条の2の規定を準用して登録証の再交付を受けなければならない。

- ④（書式に関する経過措置）この規則施行後最初に実施する試験においては従前の別紙第1号書式並びに第3号書式を使用する。

附則<第109号, 1996. 7. 2 >

この規則は公布された日から施行する。但し、第2条、第12条の2並びに第12条の3の改正規定は1997年1月1日から施行する。

附則<第128号, 1998. 5. 11 >

この規則は公布された日から施行する。

附則<第150号, 1999. 4. 20 >

この規則は公布された日から施行する。

附則<第170号, 2001. 4. 14 >

この規則は公布された日から施行する。

附則（労働部及びその所属機関職制施行規則）<第248号, 2006. 3. 2 >

第1条（施行日）この規則は公布された日から施行する。

第2条乃至第5条省略

第6条（他の法令の改正）①乃至③省略

④「公認労務士法施行規則」一部を次のとおり改正する。

第6条第1項中「地方労働事務所長」を「支庁長」に、同条第4項中「地方労働事務所」を「支庁」とする。

⑤省略

第7条省略

附則<第267号, 2007. 3. 5 >

この規則は2007年1月1日から施行する。但し、第2条の2の改正規定は公布された日から施行する。

別表0 公認労務士職務教育基準 [第7条第3項関連]

書式1 公認労務士資格試験受験願書

書式2 公認労務士資格試験受験者名簿

書式3 削除 (91. 3. 27)

書式4 削除 (88. 4. 8)

書式5 [地方自治体労働行政・海洋水産部船員勤労監督官] 経歴証明書

書式6 単位労働組合業務専任経歴証明書

書式7 [産業別連合団体・総連合団体] 労働組合業務専任経歴証明書

書式8 事業場労務管理業務専任経歴証明書

書式9 使用者団体労務管理指導業務専任経歴証明書

書式10 公認労務士資格試験合格者名簿

書式10の2 公認労務士資格試験最終合格者名簿
書式11 公認労務士資格証書 [交付・再交付] 申請書
書式12 公認労務士資格証書
書式13 公認労務士資格証書交付台帳
書式14 公認労務士職務開始登録申請書
書式15 公認労務士職務開始登録簿
書式16 公認労務士職務開始登録証
書式17 公認労務士職務開始登録証交付台帳
書式18 公認労務士職務開始登録事項変更申告書
書式19 公認労務士管轄変更登録申告書
書式20 公認労務士職務開始登録証再交付申請書
書式21 削除 (98. 5. 11)
書式22 公認労務士合同事務所 [設置・変更] 申告書
書式23 労務法人設立認可申請書
書式24 労務法人認可台帳
書式25 労務法人設立認可証
書式26 労務法人定款変更認可申請書
書式27 労務法人定款変更認可証
書式28 労務法人解散申告書
書式29 公認労務士廃業申告書
書式30 削除 (98. 5. 11)
書式31 削除 (98. 5. 11)
書式31の2 保証保険加入申告書
書式31の3 保証保険金支給事由発生確認申請書
書式31の4 保証保険金支給事由発生確認書
書式31の5 削除 (99. 4. 20)
書式31の6 削除 (99. 4. 20)
書式32 公認労務士業務処理簿
書式33 削除 (99. 4. 20)
書式34 証票
書式34の2 公認労務士懲戒要求書
書式34の3 懲戒議決報告書
書式35 「公認労務士事務所 [合同・法人共用] 台帳」

社労士総研 研究プロジェクト報告書

大韓民国 公認労務士法（日本語翻訳版）

発行年月日 2011年12月1日発行

編集・発行 社会保険労務士総合研究機構

〒103-8346 東京都中央区日本橋本石町3-2-12

社会保険労務士会館

TEL：03-6225-5013 FAX：03-6225-4915